事務連絡

県所管域(指定都市及び中核市を除く。) 指定障害者支援施設 指定障害福祉サービス事業所 指定障害児入所施設 管理者 様 指定障害児通所支援事業所 指定相談支援事業所

神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部障害サービス課

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業について(依頼)

本県の障がい福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和2年度補正予算において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービス提供時には想定されない、かかり増し経費等について、支援を行うこととなり、この度、国の実施要綱が示されました。

つきましては、対象事業所、対象となる経費等を御確認いただき、助成を希望 される事業者におかれましては、期日までに別添の助成申請書をご提出くださ るようお願いします。

1 事業内容

- (1) 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援
 - 令和2年1月15日以降令和3年3月31日までの間で、次の①~④の事業者が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、障害福祉サービスを継続して提供するために要した経費について支援する。①~③に該当する実績がある事業所については、お問合せください。
 - ① 県又は保健所設置市から休業を受けた通所系サービス事業所、短期入所事業所 (R2.6.1 現在対象なし)
 - ② 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者 支援施設等、相談支援事業所 (R2.6.1 現在対象なし)
 - ③ 濃厚接触者**に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業 所、障害者支援施設 (R2.6.1 現在対象なし)

- ④ ①から③以外の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等であって、 当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービス を提供した事業所 (「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービ ス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供 している場合を指す)
- ※ 濃厚接触者とは、<u>患者(確定例)の感染可能期間に接触した者のうち</u>、 次の範囲に該当する者です。
 - * 感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前 から隔離開始までの期間
 - ・<u>**患者(確定例)**と同居あるいは長時間の接触</u>(車内、航空機内等)があった者
 - ・<u>適切な感染防護無しに**患者(確定例)**を診察、看護もしくは介護</u>してい た者
 - ・**患者(確定例)** の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・その他: <u>手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策無しで、**患者(確定例)**と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)</u>
- (2) 障害福祉サービス等事業所との連携支援

令和2年1月15日以降、令和3年3月31日までの間で、次のア、イの事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、利用者の積極的な受け入れや応援職員の派遣を行った連携先の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、相談支援事業所に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い要した経費について支援する。

- ア (1)の①又は②の障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設、相談支援事業所 (R2.6.1 現在該当なし)
- イ 感染症の<u>拡大防止の観点から</u>必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所 ※ 利用者の減少による休業等は該当しない

2 回答期日

令和2年6月5日(金)17時まで

【回答方法】

別添の障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業助成金申 請書(エクセルファイル)を電子メールで送付

提出先メールアドレス: jigyou. asis@pref. kanagawa. jp

※ 申請書には、積算根拠等の添付書類を不要としますが、実績として根 拠書類(衛生用品の購入レシート、割増賃金の支払明細など)の提出が可 能なものであることが求められます。

3 その他留意事項

(1) 複数の事業所等を有する障害福祉サービス等事業者(法人)は、県所管域に所在する事業所等について、一括して提出してください。

なお、事業所番号が同一である事業所は一の事業所として、また、指定短期入所事業所及び指定自立生活援助事業所については、本体の事業所に含めて計上してください。

- (2) 障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、今回の事業の対象とはなりません。通常のサービス提供時には想定される衛生用品等や賃金などは対象とはなりませんので、厳に区別して計上してください。
- (3) 今回は希望調査となりますので、国の補助金交付要綱等の発出を受け、 改めて、正式に申請書を郵送にてご提出いただくことになります。ただし、 今回、提出がなかった事業者については、受け付けられない可能性があり ます。
- (4) 助成は、予算の範囲内で行うこととし、1事業所当たりの助成額は、原 則、基準額の範囲内となります。
 - ※ 基準額は、02 別添(基準単価)に記載されていますが、別添(助成申請書)の 個票において、サービス種類を選択することにより、自動的に入力されます。

問合せ先

事業支援グループ 堀越、笹田、堀井、小西、飯場、宮田、堤

電 話:045-210-4732(直)

メール: jigyou. asis@pref. kanagawa. jp